

各保護者様

三田市教育長
三田市立八景中学校長

まん延防止等重点措置の適用に伴う学校における対応について

保護者の皆様におかれましては、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染拡大防止に対してきめ細やかなご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染の再拡大に伴い、1月27日より2月20日まで、三田市に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が再び適用されることとなりました。学校では、安全・安心の中で教育活動ができるよう「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本としつつ、十分な感染防止対策を徹底したうえで、下記のとおり日々の教育活動を継続してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

なお、今後、本市における感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など、新たな事情が生じた場合は、活動を制限することを別途お知らせします。

記

1. 教育活動について

「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。ただし、マスクを外しての活動は行わず、他学年との接触を極力行わないようにします。特に、感染リスクの高いとされている活動については行いませんが、一方で、やむを得ず実施する場合は、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染防止対策を徹底します。

2. 学校行事について

保護者や外部関係者が参加する学校行事は実施しません。ただし、入学説明会等進路指導に関わる行事は除きます。実施する際には、マスクの着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛していただくなど感染防止対策を徹底します。また、1回あたりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行います。

3. 校外学習について

感染防止対策を徹底したうえで実施します。
県外での活動は、実施しません。

4. 基本的感染防止対策の徹底について

- (1) 生徒に毎日の登校前の検温及び健康観察を徹底します。
- (2) 各教室で可能な限りの間隔をとります。
- (3) マスクの着用、手洗いを徹底します。マスクについては、感染防止の効果が高い不織布マスクの着用を奨励します。
- (4) 教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
- (5) 給食の際は、飛沫を飛ばさないような席の配置をするとともに、食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わないよう徹底します。
- (6) 進学のための受験や卒業式等、生徒にとって重要な行事等が本格化することから、日頃からの体調管理、感染防止対策等を徹底します。

5. 登下校の工夫について

- (1) 登下校時においては、マスクの着用を徹底します。ただし、本人が息苦しさを感ずる場合等は、交通機関利用時を除いて、感染防止をしながら着用しなくとも可とします。なお、マスクをはずしての会話を行わないよう指導します。
- (2) 登下校時、生徒間の距離をとって密接とならないようマナー指導を行います。

6. 部活動について

感染防止対策を徹底したうえで実施します。

- (1) 活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。
- (2) 練習試合、合同練習（複数校合同チームの練習は除く）、合宿は行いません。
- (3) 校外での活動は、実施しません。ただし、学校周辺の練習、公式試合は除きます。
- (4) 更衣室・部室等でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用します。
- (5) 3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加させません。

7. 家庭における健康管理等のお願い

- (1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケット、外出時のマスクの着用など感染症予防を徹底してください。
- (2) 十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を心がけ、免疫力を高めてください。
- (3) 換気と加湿（湿度40%以上を目安）を心がけ感染予防に努めてください。
- (4) 不要不急の外出（下校後、土日、祝日等）は自粛してください。
- (5) 学校から配布する健康観察カードに、毎朝体温等の結果を記録し学校に提出してください。
- (6) 発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で休養し、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医に電話で相談した上で受診をしてください。また受診結果を学校に報告してください。
- (7) 学校にはマスクを着用して登校させてください。
- (8) マスクが汚れた場合に交換できるよう、予備マスクを準備してください。
- (9) 常時換気をするため、衣服調節ができるよう準備してください。
- (10) 登校後、発熱等の風邪症状がみられた場合は、原則早退とします。学校からの緊急の連絡やお迎えの連絡がありますので、必ず対応できるようにしてください。
- (11) 塾やスポーツクラブ、スクール等（以下「習い事」という）に通う場合に、行き帰りを含め大人の目の届かない場所が増え、その場における感染拡大が懸念されるため、以下についても注意してください。
 - ・ 習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守してください。
 - ・ 習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合や、PCR検査受検者がいる場合は参加しないでください。
 - ・ 習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底してください。
 - ・ コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅してください。

8. 次のような場合は、必ず学校に連絡し登校をさせないでください（欠席扱いになりません）。

なお、利用している放課後児童クラブや放課後等デイサービス、きょうだい等が通う就学前施設（幼稚園、保育園、認定こども園）など関連事業所等への連絡も併せてお願いします。

- (1) 生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後を含む）
- (2) 生徒本人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり自宅待機を指示された場合
- (3) 生徒本人が、濃厚接触者に特定された場合
- (4) 生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- (5) 同居家族が、医療機関及び保健所から指示され、PCR検査等を受ける場合
- (6) 同居家族が、濃厚接触者に特定された場合
- (7) 同居家族が、発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）

※同居家族以外で、生徒が接触した人の感染が判明したり、生徒が接触した人が、上記(5)~(7)に該当する場合は学校にご相談ください。

※お子様が授業日にワクチン接種をする場合は欠席扱いにはなりません。事前に学校にご相談ください。

9. 心のケアに関すること

(1) 教育相談の充実

健康面や学習面でストレス、不安を抱えている場合は、学校にご相談ください。学校では、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察、お子様との個人面談等の機会の拡充を図り、スクールカウンセラー等による支援も行います。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る人権について学ぶ機会の充実

道徳教育を充実させ、あらゆる教育活動において、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見が生じることがないように学びを進めます。